

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 4 日

都道府県、政令市 市街地開発事業 主管部局 御中

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂について

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段等により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」という。）が実施される場合には、無電柱化が求められています。

今般、令和 4 年 5 月に策定、令和 5 年 6 月、令和 6 年 9 月に改訂した「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」について、コスト縮減に向けた取り組み及び関係者間の合意形成における留意点に関する内容を充実させ、改訂を行いました。

国土交通省 HP（以下リンク先）に掲載しておりますので、市街地開発事業等において無電柱化を推進、実施するにあたりご活用下さい。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市を除く。）に対して、本通知を周知願います。